３　支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

４　前項の繰越計算書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　繰越しに係る経費の支出予算現額

二　前号の経費の支出予算現額のうち支出決定済額

三　第一号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額

四　第一号の経費の支出予算現額のうち不用額

（事業計画及び資金計画）

第九条　法第二十七条に規定する支払基金連結情報提供業務に関する事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　法第十二条第二項の規定により行う連結情報照会者（同条第一項に規定する連結情報照会者をいう。）に対する同条第一項の厚生労働省令で定める情報の提供に関する事項

二　その他必要な事項

２　法第二十七条に規定する支払基金連結情報提供業務に関する資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一　資金の調達方法

二　資金の使途

三　その他必要な事項

３　支払基金は、法第二十七条後段の規定により、支払基金連結情報提供業務に関する事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（収入支出等の報告）

第十条　支払基金は、毎月、収入及び支出についてはその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

（事業報告書）

第十一条　法第二十八条第二項の支払基金連結情報提供業務に関する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）である旨及び支払基金連結情報提供業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二　役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

三　その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況（第九条第一項の事業計画及び同条第二項の資金計画の実施の結果を含み、国から補助金等の交付を受けているときはその名称、受入れに係る目的及び金額を含む。）

四　支払基金が対処すべき課題（支払基金連結情報提供業務に係るものに限る。）

（決算報告書）

第十二条　法第二十八条第二項の支払基金連結情報提供業務に関する決算報告書は、収入支出決算書とする。

２　前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を記載しなければならない。

（収入支出決算書）

第十三条　前条第一項の収入支出決算書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　次に掲げる収入に関する事項

イ　収入予算額

ロ　収入決定済額

ハ　収入予算額と収入決定済額との差額

二　次に掲げる支出に関する事項

イ　支出予算額

ロ　前事業年度からの繰越額

ハ　予備費の使用の金額及びその理由

ニ　流用の金額及びその理由

ホ　支出予算現額

ヘ　支出決定済額

ト　翌事業年度への繰越額

チ　不用額